

介護費用保険の約款

—普通保険約款・特約条項—

このたびは弊社にご契約いただきましてありがとうございました。
お申し込みにしたがい保険証券をお届けいたしますので、お目通しのうえお受け取りください。
弊社は、明治44年創業以来“ご契約者の安心と幸せ”をお守りすることを念願とし、逐年発展の一途をたどって
おりますが、これもみなさまのかわらぬお引立によるものであり、ここに厚くお礼申し上げます。
どうぞ、このたびのご契約を機会にご愛顧をたまわりますようお願い申し上げます。

日産火災海上保険株式会社

おねがい

保険証券をよくおたしかめください。

お届けいたしました保険証券の記載項目に間違いはございませんか。
もし間違い、その他お気づきの点がございましたらご連絡（☎）ください。

ご契約の内容に変更がおこったら

つぎのような変更がおこったらすぐにご連絡（☎）
のうえ、所定の手続きをおとりください。

もし、ご連絡がありませんと、保険金のお支払に
支障をきたす場合がありますからご注意ください。

(1) ご契約後、転居、町名変更などにより、ご
契約者または被保険者の方のご住所・ご通
知先が変更となるとき。

(2) ご契約の後に、この保険契約と全部または
一部について支払責任が同一である他の保
険契約を同一被保険者について締結する
とき、または、これらの保険契約があること
を知ったとき。

(注) ここでいう他の保険契約とは、介護費用
保険、医療費用保険等をいいます。

要介護状態となられたとき

遅滞なく要介護状態の内容を証明する医師の
診断書を添えて書面により弊社または取扱代
理店へご通知ください。ご通知のない場合には、
保険金をお支払いできないことがあります。

ご連絡方法

ご連絡場所……証券に記載された代理店または
は弊社取扱店

ご連絡事項……ご契約者住所、氏名、照会番
号（保険証券記載の取扱店コ
ードと証券番号）、保険期間、
ご契約の変更内容、または入
院されたときは病気や傷害の
内容、入院の状況など。

※日産火災フリーダイヤル24時間事故受付
フリーダイヤルでも24時間事故受付をして
おります。

（☎ 0120-232355）

お問い合わせは日産火災テレフォンセンターへ

保険に関するご相談・ご質問等は下記の「日
産火災テレフォンセンター（お客様相談係）」
で承ります。お気軽にお問い合わせください。
なお、弊社の会社案内、商品、サービス網等
につきましてはインターネットホームページ
でもご覧頂けますのでご利用ください。

[お問い合わせ先]

日産火災テレフォンセンター（お客様相談係）
[電話番号]

03-3404-4111
午前9時から午後5時まで（土曜・日曜・
祝祭日を除きます）

<ホームページアドレス>
<http://www.nissan-ins.co.jp/>

目 次

介護費用保険普通保険約款	1
<特約条項>	
41. 寝たきりのみ担保特約条項	6
42. 痴呆のみ担保特約条項	6
43. 支払限度期間設定特約条項	6
9A. 団体扱特約条項（一般A）	6
9B. 団体扱特約条項（一般B）	7
9C. 団体扱特約条項（一般C）	8
9D. 団体扱特約条項	10
ZA. 団体扱特約条項（集団）	11
ZB. 団体扱特約条項（口座振替方式）	12
9W. 団体扱退職者追加特約条項	13
保険料の一部一時払に関する特約条項	14
保険契約の転換に関する特約条項	15
介護保険法施行に伴う読み替え特約条項	15
44. 契約内容の異動に関する特約条項	15
9K. 共同保険に関する特約条項	16
9E. 初回保険料の口座振替に関する特約条項	16

介護費用保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態または痴呆により介護が必要な状態（以下「要介護状態」といいます。）となったときは、この約款に従い保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 寝たきりにより介護が必要な状態

終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ、歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。以下同様とします。）を用いても、別表1の第1項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

ロ、次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の第2項から第5項までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

（イ）食事

（ロ）排せつ

（ハ）入浴

（ニ）衣類の着脱

(2) 痴呆

正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

(3) 痴呆により介護が必要な状態

痴呆であり、かつ、痴呆により次のいずれかに該当する状態をいいます。

イ、次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の各項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

（イ）歩行

（ロ）食事

（ハ）排せつ

（ニ）入浴

（ホ）衣類の着脱

ロ、別表2に規定する通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動、または、それらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。

(4) 病院等

病院または診療所をいいます。

(5) 介護施設

老人保健法に規定された老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

(6) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

(7) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護費用保険契約

等の保険契約をいいます。

(8) 保険年度

初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第3条 (責任の始期および終期)

① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終ります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

（1）保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（3）一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第2章 保険金の種類および支払額

第4条 (医療費用・介護施設費用保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の費用（被保険者の介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、医療費用・介護施設費用保険金を被保険者に支払います。

（1）被保険者の療養のために病院等に対して支払った費用

（2）被保険者が介護を受けるために継続して8日間以上介護施設に入所した場合に老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用。ただし、老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用は被保険者が負担した費用とみなします。

② 前項の費用は、被保険者が支払対象期間開始日から支払対象期間終了日の属する月の末日までの期間中に負担した費用に限ります。

③ 医療費用・介護施設費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の医療費用・介護施設費用保険金月額を限度とします。

④ 次のいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の額から差し引くものとします。

（1）被保険者が負担した第1項の費用について第三者により支払われた損害賠償金

（2）第1項の費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた医療費用・介護施設費用保険金に相当する保険金を除きます。）

第5条 (介護諸費用保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の介護諸費用保険金月額に被保険者の状態に応じる割合（支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、次の割合にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた割合）を乗じた額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。

（1）在宅介護を受けている状態、有料老人ホームで介護を受けている状態等（2）および（3）以外の状態……………100%

（2）病院等に入院し介護を受けている状態……………50%

（3）継続して8日間以上介護施設に入所し介護を受けている状態……………15%

② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月について、前項各号の状態ごとに次の算式によって計算された支払額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある日については、その日の午後12時の状態をその日の状態とみなして計算します。

$$\begin{aligned} \text{前項各号の状態} &= \text{保険証券記載の介護} \times \text{前項各号の状態} \\ \text{ごとの支払額} &= \text{諸費用保険金額} \times \text{に応じた割合} \\ &\times \frac{\text{前項各号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}} \end{aligned}$$

第6条（臨時費用保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の費用（被保険者の介護に必要な必要かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、臨時費用保険金を被保険者に支払います。

（1）次の介護機器の購入費用

- イ、介護用車いすおよびその付属品
- ロ、介護用ベッドおよびその付属品
- ハ、簡易ポータブル浴槽および湯沸器
- ニ、電動エアパッド
- ホ、その他当会社が認めた介護機器

（2）住宅の改造費用

② 前項の費用は、被保険者が支払対象期間中に負担した費用に限ります。

③ 臨時費用保険金の支払額は、保険期間を通じて保険証券記載の臨時費用保険金額を限度とします。

④ 次のいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の額から差し引くものとします。

（1）被保険者が負担した第1項の費用について第三者により支払われた損害賠償金

（2）第1項の費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行わされたその他の給付（重複保険契約により支払われた臨時費用保険金に相当する保険金を除きます。）

第7条（重複保険契約）

① 第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用に対して保険金を支払う重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を保険金として支払います。

$$\text{この保険契約の} = \frac{\text{被保険者が負担}}{\text{支払保険金の額}} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{した費用の額} \times \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

② 前項の規定は、医療費用・介護施設費用保険金および臨時費用保険金ごとに適用します。

③ 第1項の被保険者が負担した費用の額は、第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用の額から、第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第4項または前条第4項に規定された給付等の額をそれぞれ控除した額をいいます。

第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

① 保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用の額ならびに支払対象期間を決定して保険金を支払います。

② 正當な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で保険金を支払います。

第3章 保険金を支払わない場合

第9条（保険金を支払わない場合）

① 次のいずれかの事由による要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

- （1）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- （2）保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3）被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- （4）被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、この限りではありません。
- （5）被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。
- （6）被保険者の先天性異常
- （7）地震、噴火または津波
- （8）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全國または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- （9）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （10）前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （11）第9号以外の放射線照射または放射能汚染
- （12）頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
- （13）被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ③ 正當な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、被保険者が要介護状態となったとき、または、被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続したときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4章 保険料の払込みおよび保険契約の復活

第10条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- ② 当会社が保険金を支払う場合において、支払対象期間開始日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払保険料があるときは、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。

第11条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険料払込方法（以下「保険料払込方法」といいます。）を変更することができます。

第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

- ① 第10条（保険料の払込み）第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 保険料が猶予期間内に払い込まれないとときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第13条（保険料の前納）

- ① 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- ② 前項の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率および方法により割り引きます。

第14条（第2回以降の保険料の払込免除）

1 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、支払対象期間開始日の属する保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除し、その後の保険年度に対する保険料については、当該保険年度の初日において被保険者が継続して要介護状態であるときに限り、その払込みを免除します。

2 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。

3 第1項の規定により保険料の払込みが免除されている期間（以下「払込免除期間」といいます。）中は、第11条（保険料払込方法の変更）の規定は適用しません。

第15条（保険料の前納と払込免除との関係）

1 第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約について、前条第1項の規定により保険料の払込みが免除される場合には、前納された保険料のうち払込免除期間開始後に払込期日が到来する保険料相当額を保険契約者に返還します。

2 前項の規定により保険料が返還された場合において、払込免除期間が終了したときは、保険契約者は、払込免除期間終了後初めて到来する払込期日から、保険料払込方法に従い保険料を払い込むものとします。

第16条（保険契約の復活）

1 保険契約が第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により効力を失った日から3年以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第25条（保険料の返還一無効および失効の場合）第3項に規定する保険料の返還を請求した後は、この限りではありません。

2 当会社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当会社の指定する日（以下「指定日」といいます。）までに払込期日が到来している未払保険料に当会社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。

3 前項の未払保険料が指定日までに払い込まれなかつた場合には、保険契約は復活しなかつたものとします。

4 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

（1）第2項の未払保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）第2項の未払保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第17条（保険料の追徴または返還一保険料の改定の場合）

1 当会社は、介護保険法およびその他法令等の改正、保険金を支払うべき要介護状態に該当する被保険者の増減等が保険料の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときまたは金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めたときは、主務官庁の認可を得て、この約款の規定または保険料を将来に向かって、変更することができます。

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料が改定され、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を追徴または返還し、保険料払込方法が一時払以外の場合には改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。

2 前項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

3 第1項の変更をする場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があった場合には、その住所または通知先とします。以下同様とします。）にあって、書面による通知を30日前までに行なうものとします。

第5章 保険契約者または被保険者の義務

第18条（告知義務）

1 保険契約の締結（保険契約の復活を含みます。以下同様とします。）の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約の復活の際に保険契約の復活を請求する書類）の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

（1）前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなつた場合

（2）当会社が保険契約の締結の際に、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または、過失によってこれを知らなかつた場合

（3）被保険者が要介護状態となる前に、保険契約者または被保険者が、前項の告げなかつた事実または告げた不実のことについて書面をもつて更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

（4）当会社が前項の告げなかつた事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3 第1項の告げなかつた事実または告げた不実のことが当会社の危険測定に關係のないものであった場合には、第1項の規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りでありません。

4 第1項の解除が要介護状態となつた時以降になされた場合でも、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

5 保険契約を締結する際に、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行ない、また、被保険者に対する当会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

第19条（保険料の追徴または返還一更正の申出に対して承認をする場合）

1 前条第2項第3号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法で処理します。

（1）保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を追徴または返還します。

（2）保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して追徴または返還し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を追徴または返還します。

2 前項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第20条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもつてその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。

第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）が住所または通知先を変更したときは、すみやかに当会社に通知することを要します。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に到達したものとみなします。

第6章 保険契約の無効および解除ならびに保険料の返還

第22条（保険契約の無効）

保険契約の締結の際に、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったときは、この保険契約は無効とします。

第23条（保険契約の解除）

① 当会社は、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認要書請求書を受領したか否かを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

② 前項のはか、当会社は、この保険契約を解除する相当の理由があると認めたときは、解除する日の30日前の日以前に保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

③ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

④ 第1項の解除をした場合において、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実が生じた時以降に要介護状態となったときは、当会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

⑤ 第1項に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実があることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条（保険料の返還一無効および失効の場合）

① 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

② 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、保険料を返還しません。

③ 保険契約が失効した場合には、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りでありません。

第26条（保険料の返還一解除および保険責任の終了の場合）

保険契約が解除されたときおよび第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により当会社の保険責任が終了したときは、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が解除された日もしくは保険責任が終了した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りでありません。

第7章 保険金の請求手続

第27条（要介護状態となったときの通知）

① 被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、遅滞なく、要介護状態の内容を証明する医師の診断書（当会社の定める様式とします。）を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第28条（保険金の請求）

① 被保険者または保険金を受け取るべき者は、次のそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、次項の書類を当会社に提出しなければなりません。

(1) 支払対象期間開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日

(2) 前号の日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、前号の日の1年ごとの応当日

(3) 支払対象期間終了日

② 当会社に提出する書類は、次のとおりとします。

(1) 当会社の定める保険金請求書

(2) 保険証券

(3) 当会社の定める要介護状態報告書

(4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

(5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書（当会社の定める様式とします。）

(6) 第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項の費用および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用を支払ったことを示す領収書

(7) 被保険者の戸籍抄本

(8) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の者がその事情を示す書類その他当会社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人人がいる場合、または、被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この限りでありません。

(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

(2) 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(3) 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族

④ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、第2項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

⑥ 当会社は、第2項、第3項および前項に規定された書類以外の書類の提出を求めることがあります。または、第2項、第3項および前項に規定された書類の一部の省略を認めることができます。

⑦ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに第1項、第3項もしくは第5項の規定に違反したとき、または、提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第29条（当会社の指定医による診察等の要求）

- ① 当会社は、第27条（要介護状態となったときの通知）の通知または前条の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
- ② 前項の当会社の申出につき、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がないのにこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第30条（保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第28条（保険金の請求）の手続を完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。
- ② 前項を適用する場合において、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、その調査を終えた後に、遅滞なく保険金を支払います。
- ③ 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。
- ④ 保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本本国通貨をもって行うものとします。

第31条（鑑定人および裁定人）

- ① 当会社が支払うべき保険金の額の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が背面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。もし、鑑定人の間に意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の鑑定人にこれを裁定させます。
- ② 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第32条（代 位）

- ① 当会社は、医療費用・介護施設費用保険金または臨時費用保険金を支払ったときは、その支払った医療費用・介護施設費用保険金または臨時費用保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。以下本条において同様とします。）に対して有する権利を取得します。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、当会社が取扱る前項の権利の保全および行使、ならびに、そのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したときは、当会社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第8章 契約年齢の計算および契約年齢 または性別による誤りの処理

第33条（契約年齢の計算）

この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。

第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
- （1）実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。
- （2）実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が

正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

- ② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

- ③ 前2項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- （1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- （2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第9章 その他

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この契約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1

1. 行歩
 - (1) 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
 - (2) 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
 - (3) 自分では全く移動することができない。
2. 食事
 - (1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
 - (2) 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。
3. 排せつ
 - (1) 自分では拭取りの始末ができない。
 - (2) 自分では座位を保持することができない。
 - (3) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
 - (4) 医師から絶対安静を命じられているため、しごん等を使用している。
4. 入浴
 - (1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
 - (2) 自分では浴槽の出入りができない。
 - (3) 自分では全く入浴ができない。
5. 衣類の着脱
 - 衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表2

- (1) 徘徊をする、または、迷子になる。
- (2) 過食、拒食または異食をする。
- (3) 所かまわず排せつをする、または、排便等の不潔行為をする。
- (4) 亂暴行為または破壊行為をする。
- (5) 興奮し騒ぎたてる。
- (6) 火の不始末をする。
- (7) 物を盗む、または、むやみに物を集め。

特約条項

41. 寝たきりのみ担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態となつたときに限り、保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「寝たきりにより介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

42. 痴呆のみ担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が痴呆により介護が必要な状態となつたときに限り、保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「痴呆により介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

43. 支払限度期間設定特約条項

第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第6号を次のように読み替えて適用します。

〔6〕支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

イ、被保険者が要介護状態でなくなった日

ロ、支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日

第2条（保険契約の失効）

保険金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日まで継続したときは、この保険契約は効力を失います。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

9A. 団体扱特約条項（一般A）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

（1）保険契約者が公社、公團、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

（2）次のいずれかの契約が締結されていること
イ、保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限る。

ロ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記イのただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。

（3）保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ、集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

ロ、集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（期間保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険期間中の保険料（この保険契約に定められた保険期間に応じた保険料をいいます。以下「期間保険料」といいます。）を一時に、または保険証券記載の方法および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

1、保険契約者が期間保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

2、保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合は、次の各号の定めるところによります。

（1）第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

（2）第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料（以下、合わせて「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

（1）初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

1、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

2、保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなってしまった場合

(3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合、または保険料が給与から控除できず、翌月の給与支払日の前日までに保険契約者が当該保険料を集金者を経ることなく、当会社に払い込まなかつた場合

(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱いで係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払分成割保険料の払込み)

① 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに未払分成割保険料（当該保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の巻額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の金額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払分成割保険料の金額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払分成割保険料の金額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払分成割保険料の金額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払分成割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払分成保険料」とあるのは「未払分成割保険料および払込期日が到来している未払分成保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

第9条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条 (特約失効の特例)

① 年額保険料を12回に分割して払い込む場合において、基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払分成割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払分成割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

9 B 団体扱特約条項（一般B）

第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

① 保険契約者が公社、公團、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

イ、保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）

ロ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ、保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

ロ、上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (期間保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険期間中の保険料（この保険契約に定められた保険期間に応じた保険料をいいます。以下「期間保険料」といいます。）を一時に、または保険証券記載の方法および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (保険料の払込み)

① 保険契約者が期間保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険契約者が当該事業所において当会社と団体扱保険料分割払に係る特約を付した保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険契約の保険期間の末日（その保険契約が保険期間の中途で解除された場合には、その解除日とします。）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

② 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合は、次の各号の定めるところによります。

(1) 第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険契約者が当該事業所において当会社と団体扱保険料分割払に係る特約を付した保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険契約の保険期間の末日（その保険契約が保険期間の中途で解除された場合には、その解除日とします。）をこの保険契約の保険期間の初日と

するときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(2) 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料（以下合わせて「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 初回保険料に、要介護状態となった場合

第5条 (追加保険料の払込み)

① 介護費用保険普通保険料（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その金額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料に、要介護状態となった場合

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体保険料分割払に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号の事が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

① 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の差額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の金額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の金額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

第9条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日當日とします

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条 (特約失効の特例)

① 基本特約付帯契約の場合は、年額保険料を12回に分割して払い込む場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した月の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

9C. 団体扱特約条項（一般C）

第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が公社、公團、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 団体（保険契約者が勤務し、毎月給与の支払を受けている企業体をいいます。）、または団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合もしくは共済組織と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

(3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ. 保険契約者が指定する所定の預金口座から、預金口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「口座振替日」といいます。）に集金すること。
ロ. 上記イ. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (期間保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険期間中の保険料（この保険契約に定めら

れた保険期間に応じた保険料をいいます。以下「期間保険料」といいます。)を一時に、または保険証券記載の方法および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

第3条(保険料の払込み)

- ① 保険契約者が期間保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合は、次の各号の定めるところによります。

(1) 第1回分割保険料は保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料(以下、合わせて「初回保険料」といいます。)が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条(追加保険料の払込み)

① 介護費用保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その金額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事が発生した場合、第1号の事実のときは、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、第2号の事実のときは、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日の直前の口座振替日、または第3号もしくは第4号の事実のときは、その事が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、このかぎりではありません。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者は集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金が行えなかった場合

(3) 保険契約者が毎月給与の支受けなくなった場合

(4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人數(同一の保険契約者が複数の団体扱いによる特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10

名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。

第8条(特約の失効または解除後の未払分割保険料の払込み)

① 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条の規定によりこの特約が効力を失ったときは以下に定める期間内に、未払分割保険料(当該保険年度の年額保険料(この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。)から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(1) 前条第1項第1号、第3号または第4号の規定により特約が効力を失った場合は、集金不能日等の属する月の翌月末日まで

(2) 前条第1項第2号の規定により特約が効力を失った場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月末日まで

② 前項に規定する期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払分割保険料について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条(保険契約の復活)第2項の規定中「払込期日が到来している未払保険料」とあるのは「未払分割保険料および払込期日が到来している未払保険料」

(3) 基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第9条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条(特約の失効または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条(特約失効の特例)

① 基本特約付帯契約の場合で年額保険料を12回に分割して払い込む場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する月の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払分割保険料の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

9D. 団体扱特約条項

第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。
① 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条 (期間保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険期間中の保険料（この保険契約に定められた保険期間に応じた保険料をいいます。以下「期間保険料」といいます。）を一時に、または保険証券記載の方法および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (保険料の払込み)

① 保険契約者が期間保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

② 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合は、次の各号の定めるところによります。

（1）第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

（2）第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料（以下、合わせて「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

（1）初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条 (追加保険料の払込み)

① 介護費用保険普通保険料（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、団体を経ることなく、その金額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつたとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなつた場合

③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

④ 前項第1号の事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

① 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の金額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の金額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

（1）集金不能日または解除日から未払込分割保険料の金額を領収するまでの間に、傷害、

（2）集金不能日または解除日から未払込分割保険料の金額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

（1）普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

（2）普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

（3）基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日」

第9条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まれなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条 (特約失効の特例)

① 年額保険料を12回に分割して払い込む場合において、基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の金額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

Z.A. 団体扱特約条項（集団）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が連鎖店・フランチャイズチェーン・特約店の団体、商店会、専門店会、協同組合または免許閉体等の団体（以下「集団」といいます。法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）、またはその構成員であること。
- (2) 集団、または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（集団）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ. 保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。

ロ. 上記イ. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと

第2条（期間保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険期間中の保険料（この保険契約に定められた保険期間に応じた保険料をいいます。以下「期間保険料」といいます。）を一時に、または保険証券記載の方法および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

Ⅰ 保険契約者が期間保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

Ⅱ 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合は、次の各号の定めるところによります。

- (1) 第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (2) 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料（以下、合わせて「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

Ⅰ 介護費用保険普通保険料（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

Ⅱ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対

する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失效または解除）

Ⅰ この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金不能となった最初の集金日、第2号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日の直前の集金日、第3号または第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の翌日から起算して1か月以内に当会社に払い込んだ場合には、このかぎりではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者はまたは集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金が行えなかったこと。

(3) 保険契約者が集団の構成員でなくなったこと。

(4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

Ⅱ 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の同一扱いによる特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

Ⅲ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条（特約の失效または解除後の未払区分割保険料の払込み）

Ⅰ 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは解除されたときは以下に定める期間内に未払区分割保険料（当該保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込みなければならないません。

(1) 前条第1項第1号、第3号、第4号または第2項の規定により特約が効力を失った場合もしくは解除された場合は、集金不能日等の属する月の翌月末日まで

(2) 前条第1項第2号の規定により特約が効力を失った場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月末日まで

Ⅱ 前項に規定する期間内に未払区分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払区分割保険料の全額を領取するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払区分割保険料の全額を領取するまでの間に、要介護状態となった場合

Ⅲ 当会社は、第1項の未払区分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします）

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払保険料」とあるのは「未払区分割保険料および払込期日が到来している未払保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

① 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条（特約失効の特例）

① 年額保険料を12回に分割して払い込む場合において、基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払分分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払分分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

ZB. 団体扱特約条項（口座振替方式）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

（1）保険契約者が官公署に勤務していること。

（2）次のいずれかの者と当会社との間に、「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

イ. 保険契約者が勤務している官公署（以下「団体」といいます。）

ロ. 団体に勤務している者がその構成員となっている共済組合、互助会等

（3）保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ. 保険契約者が指定する所定の預金口座から、預金口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「口座振替日」といいます。）に取扱うこと。

ロ. 上記イ. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（期間保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。）を保険証券記載の方法および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収証の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料（以下、合わせて「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

（1）初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

ればなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

（1）追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、第2号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日の直前の口座振替日、または第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみの効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、このかぎりではありません。

（1）集金契約が解除された場合

（2）保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金が行えなかった場合

（3）保険契約者が団体に勤務しなくなった場合

（4）当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体係に係る複数の付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅延なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払分分割保険料の払込み）

① 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは解除されたときは以下に定める期間内に、未払分分割保険料（当該保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

（1）前条第1項第1号、第3号、第4号または第2項の規定により特約が効力を失った場合もしくは解除された場合は、集金不能日等の属する月の翌月末日まで

（2）前条第1項第2号の規定により特約が効力を失った場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月末日まで

② 前項に規定する期間内に未払分分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

（1）集金不能日または解除日から未払分分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）集金不能日または解除日から未払分分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払分分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効

- 力) 第2項および基本特約第3条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
 - (2) 普通約款第16条(保険契約の復活) 第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」
 - (3) 基本特約第3条(保険料の振替貸付) 第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- 第9条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)**
- ① 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条(特約の失効または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
 - ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。
- 第10条(特約失効の特例)**
- ① 年額保険料を12回に分割して払い込む場合において、基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。
 - ② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

9W. 団体被退職者追加特約条項

第1条(特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が次のいずれかの者であること。
イ. 公社、公團、会社等の企業体(法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。)を退職した者であり、またその企業体が退職者を、福利厚生制度の一環として、退職後も当会社と本特約を付帯した保険契約の締結について同意していること。
ロ. 官公署を退職した者であること。
- (2) 次のいずれかの契約が締結されていること。
イ. 団体(保険契約者が勤務していた企業体または官公署をいいます。)と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定、またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合にかぎります。
ロ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織(以下この条において、「職域労働組合等」といいます。)と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記イの、ただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合にかぎります。
ハ. 団体または職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約。
ニ. 団体または職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約。

- ホ. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約。
- ヘ. 団体、または団体に勤務している者がその構成員となっている共済組合、互助会等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約。
- (3) 保険契約者が、当会社との間に前号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、またはヘ、の保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)を締結した者(以下「集金者」といいます。)に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
イ. 保険契約者が指定する所定の預金口座から、預金口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日(以下「口座振替日」といいます。)に集金すること。
ロ. 上記イ、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- 第2条(期間保険料の払込方法)**
- 当会社は、この特約により、保険契約者が保険期間中の保険料(この保険契約に定められた保険期間に応じた保険料をいいます。以下「期間保険料」といいます。以下同様とします。)を一時に、または保険証券記載の方法および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。
- 第3条(保険料の払込み)**
- ① 保険契約者が期間保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合は、次の各号の定めるところによります。
(1) 第1回分割保険料は保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
(2) 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 第4条(保険料領収前の事故)**
- 保険期間が始まつた後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第1項の期間保険料、または前条第2項1号の第1回分割保険料(以下合わせて「初回保険料」といいます。)が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。
(1) 初回保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 初回保険料の領取前に、要介護状態となった場合
- 第5条(追加保険料の払込み)**
- ① 介護費用保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。
(1) 追加保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 追加保険料の領取前に、要介護状態となった場合
- 第6条(保険料領収証の発行)**
- 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。
- 第7条(特約の失効または解除)**
- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、第2号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日の直前の口座振替日、または第3号の事実のときは、その事実が発生

した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、このかぎりではありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金が行えなかったこと。
- (3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。
- 2. 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の團体被に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- 3. 第1項第1号もしくは第3号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあてての旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

1 保険契約者は期間保険料を分割して払い込む場合において、前条の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは解除されたときは、以下に定める期間内に、未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

- (1) 前条第1項第1号、第3号または第2項の規定により特約が効力を失った場合はもしくは解除された場合は、集金不能日等の属する月の翌月末日まで
- (2) 前条第1項第2号の規定により特約が効力を失った場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月末日まで

2 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

3 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込み予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込み予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- (1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込み予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

- (3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

1 保険契約者が期間保険料を分割して払い込む場合において、第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、集金者を経ることなく、当会社に払い込まれなければなりません。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条（特約失効の特例）

1 基本特約付帯契約で、年額保険料を12回に分割して払い込む場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する月の前々月の口座振替日から将来的に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込み猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

2 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

保険料の一部一時払に関する特約条項

第1条（保険料の一部一時払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を2区分し、一時払と年払、半年払、月払または定期払済（以下「分割払」といいます。）の両方を併用する払込方法により払い込むことを承認します。

第2条（分割払保険料不払の場合の保険契約の効力）

1 介護費用保険普通保険料（以下「普通約款」といいます。）第12条（第2回以降の保険料の払込み猶予および保険契約の効力）第2項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料が猶予期間内に払い込まれなかった場合であっても、保険契約は効力を失いません。

2 前項の場合には、当会社は、次の要介護状態については、保険証券記載の一時払割合（以下「一時払割合」といいます。）により保険金を削減して支払います。

- (1) 猶予期間の満了日の翌日以降に生じた傷害、疾病その他要介護状態の原因となる事由による要介護状態
- (2) 猶予期間の満了日の翌日以降になった要介護状態

第3条（分割払保険料不払の場合の保険料の返還）

第2回以降の保険料が猶予期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、分割払保険料について、猶予期間の満了日の翌日から被保険者が満75歳に達するまでの期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が猶予期間の満了日までに保険金を支払うべき要介護状態になっていたとき、または、猶予期間の満了日の翌日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

第4条（分割払保険料不払の場合の未払込保険料の払込み）

1 第2回以降の保険料が猶予期間内に払い込まれなかった場合であっても、保険契約者が猶予期間の満了日の翌日から3年以内に当会社の承認を得て、当会社の指定する日までに払込期日が到来している未払込保険料に当会社所定の利率により計算した利息を付けて一括して払い込んだときは、第2条（分割払保険料不払の場合の保険契約の効力）第2項の規定は適用しません。ただし、保険契約者が前条に規定する保険料の返還を請求した後はこの限りではありません。

2 前項本文が適用された場合であっても、当会社は、次の場合には一時払割合により保険金を削減して支払います。

- (1) 前項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 前項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（普通保険約款の適用方法）

第1条（保険料の一部一時払）の払込方法による保険契約については、普通約款の規定を次のとおり適用します。

(1) 普通約款第3条（責任の始期および終期）第3項第2号および第3号ならびに同第10条（保険料の払込み）第1項の第1回保険料には、一時払保険料を含みます。

(2) 普通約款第11条（保険料払込方法の変更）の規定による保険料払込方法の変更は、分割払保険料についてのみ行い、一時払保険料については行いません。

(3) 普通約款第18条（告知義務）の保険契約の締結には前条第1項本文が適用される場

合を、保険契約申込書には前条第1項本文の適用を請求する旨をそれぞれ含みます。

(4) 普通約款第19条（保険料の追徴または返還一更正の申出に対して承認をする場合）
第1項の処理は同項第2号の規定によるものとします。

第6条（積立型基本特約付帯契約の場合の適用方法）

① 第1条（保険料の一時払）の払込方法による保険契約に積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）が付帯されている場合には、第2条（分割払保険料不払の場合の保険契約の効力）から第3条（分割払保険料不払の場合の未払込保険料の払込み）までの規定および第5条（普通保険約款の適用方法）第3号の規定は適用しません。

② 前項の保険契約については、基本特約の規定を次のとおり適用します。

(1) 基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第1項中「月払の場合には」とあるのは「一部一時払における分割払が月払いの場合には」と読み替えます。

(2) 次に掲げる基本特約別表1 A表、B表またはC表による返れい金の計算は、一時払保険料部分については一時払の場合の規定、分割払保険料部分については、当該分割払の場合の規定をそれぞれ適用して行います。

イ、基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項

ロ、基本特約第5条（返れい金の支払い無効および失効の場合）第1項第2号、第3号
および第2項

ハ、基本特約第6条（返れい金の支払い解除および保険責任の終了の場合）第1項

ニ、基本特約第7条（保険金支払による特約の終了）第2項

ホ、基本特約第8条（契約者貸付）第1項

ヘ、基本特約第10条（保険料の振替貸付との関係）

ト、基本特約第11条（特約の失効）

第7条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款または基本特約の規定を準用します。

保険契約の転換に関する特約条項

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、既に締結されている保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「被転換契約」といいます。）を消滅させて新たに保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「転換後契約」といいます。）を締結する場合（以下「転換」といいます。）に適用します。

第2条（保険契約を転換する場合の条件）

保険契約を転換する場合には、被転換契約および転換後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していかなければなりません。

(1) 被転換契約が、第4条（転換日）に定める転換日において有効に存続していること

(2) 被転換契約と転換後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること

(3) 第4条（転換日）に定める転換日の前日までに次の額が払い込まれていること。ただし、第3条（保険料の返還）の規定が適用される場合を除きます。

イ、被転換契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料

ロ、転換後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された第1回保険料（転換後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

(4) その他当会社が定めた条件

第3条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき転換を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果余剰金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

第4条（転換日）

① 転換日は、保険契約者が書面をもって転換する旨を当会社に申し出て、当会社が転換日

として承認した日とします。

② 前項に定める転換日を転換後契約の保険期間の初日とします。

③ 被転換契約に対する当会社の保険契約上の責任は、転換後契約の責任開始時に消滅します。

④ 被保険者が転換日以後保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が転換日より前であったときは、当会社は、転換後契約の契約内容により算出された保険金の額と、傷害、疾病、その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第5条（普通保険約款の不適用）

転換後契約については介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第18条（告知義務）第1項ないし第4項の規定は適用しません。ただし、転換日以後に生じた傷害、疾病その他の事由により、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、転換後契約の締結の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は転換後契約の契約内容により算出された保険金の額と被転換契約の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

介護保険法施行に伴う読み替え特約条項

（平成12年4月1日以後に有効な保険契約に適用します）

第1条（この特約の主旨）

この特約は、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に伴い、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）を読み替えるものです。

第2条（普通約款の読み替え）

この特約により、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第2条（用語の定義）第5号の規定中「老人保健法に規定された老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム」とあるのは「老人福祉法に規定する養護老人ホームおよび特別養護老人ホームならびに介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設および介護老人保健施設」

(2) 第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項第2号の規定中「老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用」とあるのは「老人福祉法または介護保険法の規定に基づき負担した費用」「老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用」とあるのは「扶養義務者が負担した費用」

第3条（この特約の適用）

この特約は、平成12年4月1日以後に有効な保険契約に適用します。

44. 契約内容の異動に関する特約条項

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、すでに締結されている保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「異動前契約」といいます。）の契約内容を、異動前契約とは異なる契約内容の保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「異動後契約」といいます。）とする場合（以下「異動」といいます。）に適用します。

第2条（保険契約を異動する場合の条件）

保険契約を異動する場合には、異動前契約および異動後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していかなければなりません。

(1) 異動前契約が、第4条（異動日）に定める異動日において有効に存続していること

(2) 異動前契約と異動後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること

(3) 第4条（異動日）に定める異動日の前日までに次の額が払い込まれていること。ただし、第3条（保険料の返還）の規定が適用される場合を除きます。

イ、異動後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された追加保険料

口、異動後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された異動後契約についての初回の保険料（異動後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

（4）その他当会社が定めた条件

第3条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき異動を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果余剰金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

第4条（異動日）

① 異動日は、保険契約者が書面をもって異動を行う旨を当会社に申し出て、当会社が異動日として承認した日とします。

② 被保険者が異動日以後保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が異動日より前であったときは、当会社は、異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

③ 異動日以降に生じた傷害、疾病その他の要因により、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、異動の請求の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって、異動を請求する書類の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と異動前契約の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第5条（事実の調査等）

異動を承認する際に、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

9K. 共同保険に関する特約条項

（独立責任）

第1条 この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（幹事保険会社の行う事項）

第2条 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

（1）保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

（2）保険料の収納および受領または返戻

（3）保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

（4）保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認

（5）保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認

（6）保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する要書等

（7）保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査

（8）事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

（9）損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

（10）その他前各号の事務または業務に付随する事項

（幹事保険会社の行為の効果）

第3条 この保険契約に際し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保

険会社がこれを行ったものとみなします。

（保険契約者等の行為の効果）

第4条 この保険契約に際し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

9E. 初回保険料の口座振替に関する特約条項

第1条（特約の適用）

① この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次の各号に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。

（1）保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料

（2）保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料（保険料の払込方法が一部一時払の場合には一時払保険料を含みます。）

② 保険契約者がこの特約の適用を受けようとするときは、次の各号に掲げる条件を満たすことを要します。

（1）保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）に、保険契約締結の時に設置されていること。

（2）保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任すること。

第2条（初回保険料の払込み）

① 初回保険料の払込みは、取扱金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

② 初回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。

③ 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れおかなければなりません。

第3条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日（初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日）の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。

第4条（初回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い）

① 第2条（初回保険料の払込み）の規定による初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下この条において「払込期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

② 前条の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

（1）初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

（2）初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

③ 第1項の場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかった場合には、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。

④ 前項の規定によりこの保険契約が失效した場合には、当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、返戻金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通
約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。